四国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成 27 年３月 31 日

四国地方整備局長　三浦　真紀

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道11号	徳島県徳島市川内町鈴江北82番１から徳島県徳島市川内町竹須賀170番１まで
一般国道11号	香川県東かがわ市白鳥字田中426番１から香川県東かがわ市川東693番１まで
一般国道55号	高知県安芸市下山字大ツンバイ498番１から高知県安芸市下山字ツエ山1458番３地先まで
一般国道55号	高知県南国市伊達野字馬瀬682番３から高知県高知市五台山字五郎右衛門汐田866番３まで
一般国道56号	高知県高知市春野町弘岡上字小橋ノ本2004番１から高知県土佐市中島字南是吉207番２地先まで
一般国道56号	愛媛県宇和島市津島町岩松甲2217番１地先から愛媛県宇和島市津島町高田丁187番１地先まで
一般国道192号	徳島県徳島市上八万町下中筋60番５から徳島県徳島市八万町橋北25番１まで

２　指定する期日　平成27年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 27 年３月 31 日

四国地方整備局長　三浦　真紀

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道11号	徳島県徳島市川内町鈴江北82番１から徳島県徳島市川内町竹須賀170番１まで
一般国道11号	香川県東かがわ市白鳥字田中426番１から香川県東かがわ市川東693番１まで
一般国道55号	高知県安芸市下山字大ツンバイ498番１から高知県安芸市下山字ツエ山1458番３地先まで
一般国道55号	高知県南国市伊達野字馬瀬682番３から高知県高知市五台山字五郎右衛門汐田866番３まで
一般国道56号	高知県高知市春野町弘岡上字小橋ノ本2004番１から高知県土佐市中島字南是吉207番２地先まで
一般国道56号	愛媛県宇和島市津島町岩松甲2217番１地先から愛媛県宇和島市津島町高田丁187番１地先まで

２　指定する期日　平成27年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

宮城労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、宮城県電気機械器具製造業最低工賃（平成23年宮城労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 27 年３月 31 日　　宮城労働局長　土田　浩史

宮城県電気機械器具製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　宮城県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄および規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
シールド線	端末加工 （表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。）	１しんのものについて行うもの	１ヶ所につき　１円55銭
	チューブ挿入 （端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）		１ヶ所につき　１円65銭
コネクター	差し （コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	シールド線について行うもの	１ピンにつき　45銭
		リード線について行うもの	１ピンにつき　34銭

４　効力発生の日　平成27年４月30日

最低工賃の改正決定に関する公示

沖縄労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、沖縄県縫製業最低工賃（平成２年沖縄労働基準局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 27 年３月 31 日　　沖縄労働局長　谷　　直樹